

新たに家を建てる方、増改築する方へ

町産木材の利用により

最大 **50** 万円を補助します！



令和5年度補助金交付第1号

◆対象者

定住する目的で、1 m³以上の町産木材を新たに使用する者。

◆条件

町内建築業者により木造で建築された住宅。

支倉字清水向宅地分譲地内の建築でないこと。

補助金の交付は当該年度において、一戸の住宅につき1回限りとする。

◆補助金額（令和8年4月1日施行）

町産木材の使用材積1 m³につき5万円（1,000円未満切り捨て）

2.45 m³の場合… $2.45 \times 5 = 12.25 \rightarrow 12$ 万2,000円

11.00 m³の場合… $11.00 \times 5 = 55.00 \rightarrow 50$ 万円

問い合わせ先

川崎町役場農林課 林業係

TEL 0224-84-2304

詳しくは、右の二次元コードから、町のホームページをご確認ください。

